

## 1 本市の財政状況

本市の財政は、合併後に行った市債の繰り上げ償還をはじめ、事業の見直しや補助金の見直し等、様々な取り組みにより各種財政指標が改善され健全財政が維持されている。

しかしながら、今後は、歳入の面では、市税収入の確保が不透明であることに加え、普通交付税の一本算定により平成 33 年度には約 13 億円の減収が見込まれ、歳出の面では、少子高齢化の進展等による医療福祉関係経費が増加を続けているほか、「下野市総合計画後期基本計画」（以下「後期基本計画」という。）に基づき、市の発展に必要な施策に取り組むため、財源として極めて優位な合併特例債の有効活用を図り、それに伴う市債償還額の増加による財政負担が見込まれる。そのためにも、全庁を挙げて経常経費の削減への取り組みが必要である。

本市においては、平成 25 年 3 月に「第二次下野市長期財政健全化計画」（以下「健全化計画」という。）を策定し、財政の健全化に取り組んでいるところであるが、新年度予算の編成においては、限られた財源の中、健全財政を堅持するためにも事業の取捨選択等、厳しい取り組みが求められる。

## 2 国・県の動向

国は、アベノミクス効果により景気の回復傾向にあるが、来年 4 月 1 日からの消費税増税が決定されたことにより、景気回復の落ち込みが懸念されている。政府は、大規模な経済対策の発動により、落ち込みを防止し、更なる経済成長を示唆しているものの、震災復興への特別枠予算を組むなど、その多くは被災地へ向けられるものと考えられ、被災地以外の地方支援については、不透明な状況である。

また、消費税増税は、社会保障費に充てるとされているが、その具体的な施策は示されておらず、医療福祉関係経費等の増え続ける地方の財政負担への更なる対応が必要である。

県においては、「とちぎ未来開拓プログラム」による取組と成果を継承し、「財政健全化取組方針」を策定、財政健全化の取組を緩めることなく継続していくとしている。

その中でも、医療福祉関係経費の増加等により、引き続き財源不足を見込んでいるが、事業の見直しにより財源不足額を圧縮することとしており、市町村への財政支援については、これまで以上に厳しい状況が予測される。

## 3 編成の基本方針

厳しい財政事情ではあるが、平成 25 年度予算編成に引き続き、健全化計画の遵守により健全財政を堅持しつつ、後期基本計画に掲げる重点戦略事業に着実に取り組むため、予算の大胆な重点化を図りながら「重点戦略実行予算」と位置付けて編成するものである。

そのためにも、事務事業評価に基づく施策の優先順位の洗い直しと無駄を徹底して排除することにより、メリハリのついた予算とする。

なお、編成のための基本的な考え方として、特に重要な次の 3 項目を示すので、十分に留意のうえ、編成作業にあたること。

- (1) 後期基本計画に定める重点戦略の着実な推進
  - ・重点戦略事業の積極的、計画的実行
  - ・重点戦略のための予算の別枠確保（投資的経費、経常枠内経費）
  
- (2) 事務事業評価に基づく事業の選択と集中
  - ・既存事業の実施効果と必要性、継続性の検証
  - ・施策の優先順位の洗い直しと徹底的な無駄の排除
  - ・D評価事業の見直し状況調査結果に基づく予算要求
  - ・新規事業立ち上げに替わる既存事業の廃止・見直し
  
- (3) 合併特例債の有効活用と特定目的基金等の積極的活用
  - ・極めて有効な財源である合併特例債の計画的な活用
  - ・震災復興推進基金、地域づくり事業推進基金、地域福祉基金等、設置目的に沿った基金の活用
  - ・ふるさと寄付金等、指定寄付金の活用

※合併特例債発行予定額（変更後）

平成27年度末までの発行予定額	15,600百万円
平成28年度以降の発行予定額	7,200百万円
発行予定額合計	22,800百万円

#### 4 査定の重点ポイント

予算編成時の大きな課題である健全財政の堅持のため、本年度においても、次の3項目を査定の重点ポイントとして定めたので、各部局内の十分な協議・調整の結果に基づき、適正な要求をされること。

- (1) 投資的経費（一般財源分）の枠配分による計画的な執行
 

枠配分額を査定の上限とするので、各部局が主体となり、施策の片寄りが無く、最大限の効果を見込まれるよう、部局内で配分枠の範囲内に調整すること。
  
- (2) 経常枠内経費（一般財源分）の枠配分による2%削減
  - ・前年度の重点戦略事業費分を削減対象額から除き、2%の削減額を設定
  - ・前年度、未調整額を削減額に加算し、調整超過額を削減額から控除

上記の算定方法による枠配分額を査定の限度額とするので、重点戦略事業の推進を図りながら、各部署を基本に部局内調整も視野に入れながら、事務事業評価に基づき、事業の選択と集中やスクラップ&ビルドの原則により、主体的な調整を行うこと。
  
- (3) 決算状況の検証と適切な計画による不用額の削減と繰越事業費の抑制
 

決算額に基づく確実な執行額を査定の基本とするので、前年度予算の踏襲をやめ、決算状況からの増減要因の分析や今後の計画による増減を検証して適切な額を要求することによ

り、施設の維持管理費を始めとする各種事業の不用額の削減を図ること。

また、昨年度と同様に、「普通建設事業予算要求調書」を作成し、用地補償、実施設計等の進捗状況を確認したうえで、関係課との協議が整う等、年度内完了が確実な事業費のみを要求すること。

## 5 要求基準等

以上を踏まえ、各部局においては、国・県施策の反映はもとより、合併特例債の有効活用による新市まちづくりや市民サービスを最大限に図る観点から既存施策の成果を検証し、選択と集中、スクラップ&ビルドの考え方にに基づき、主体的に事業の再構築を行い、別に定める「予算要求要領」のほか、次の留意点を遵守し、予算要求すること。

## 6 予算要求の留意点

- (1) 各部局（各部署）の要求額は、別紙「要求基準表」に掲げる経費の区分ごとに定める要求基準額の範囲内とする。
- (2) 消費税増税に伴い、国の経済対策として補正予算が確実視されている。各課においては、情報収集に万全を期するとともに、新年度要求予算のうち今年度補正予算により早期着手が可能となる事業を想定し、柔軟な対応が図れるよう準備を進めること。
- (3) 後期基本計画に定める重点戦略事業の着実な推進を図る予算とすること。
- (4) 国・県補助事業、市単独事業を問わず、通年予算の考え方にに基づき要求すること。
- (5) 各部局とも自らの判断と責任において、市民ニーズを的確に把握した上で事業の優先順位を見極め、メリハリの効いた要求とすること。また、事業手法の見直しや自主財源の確保など、歳入・歳出全般にわたる事業内容の徹底した見直しを図ること。
- (6) 国・県補助金の導入について最大限の努力を図り、財源の確保に努めること。市単独事業については、事務事業評価結果を勘案しつつ、事業継続の必要性から再検証し、廃止又は大幅な見直しを図ること。また、事業費と受益者数を比較し効率性の悪い事業は見直すこと。
- (7) 新庁舎開庁に向け、移転計画の策定等、今後必要となる予算については、「目」又は「事業」を立ち上げて一括管理をするので、各課においては、既存の事業内に計上することなく、財政課に連絡をすること。
- (8) 今後の国・県の予算編成や地方財政対策の動向等によっては、予算編成作業の弾力的な対応が必要となるので十分留意すること。  
不透明な施策等については、現行制度による要求を認めるが、情報収集に努めること。

別表 要求基準表

経費の区分	要求基準
1 投資的経費（重点戦略事業分）	事業費及び事業計画年度を精査の上、所要の見込み額 （通常の投資的経費とは別枠で配分。）
2 投資的経費	各部局の枠配分額内
3 経常枠内経費（重点戦略事業分を含む。）	各部署または各部局の枠配分額内 <u>（前年度配分額から重点戦略事業分を除いた額の2%を削減額とする。前年度、未調整額を削減額に加算し、調整超過額を削減額から控除。）</u> ※ただし、補助金や委託料等、予算要求要領に基づき適正に算出された額とする。
4 経常枠外経費（人件費、公債費）	所要の見込み額
5 経常枠外経費（扶助費等、法令等に基づくものに限る。）	決算状況による増減要因と新たな増減要因を十分に精査・分析の上、所要の見込み額
6 経常枠外経費（各特別会計繰出金）	各特別会計の決算状況と新年度の計画を精査した上、ルールに基づく所要の見込み額
7 経常枠外経費（一部事務組合等分担金、負担金）	算出方法を精査の上、所要の見込み額